

令和 8 年度魚津市保育料金額表

- ・ 1 歳児（4 月 1 日時点で 1 歳の児童）以上及び第 2 子以降の 0 歳児の保育料は無料
- ・ 第 1 子の 0 歳児の保育料は下記金額表のとおり

（単位：円）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）	
階層区分	定 義	第 1 子の 0 歳児	
		標準時間	短時間
1 階層	生活保護世帯	0	0
2 階層	市町村民税非課税世帯	0	0
3-1 階層	市町村民税所得割課税額 24,000円未満	10,300	10,100
3-2 階層	市町村民税所得割課税額 24,000円以上 48,600円未満	11,800	11,600
4-1 階層	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 61,600円未満	17,300	17,000
4-2 階層	市町村民税所得割課税額 61,600円以上 84,500円未満	23,100	22,700
4-3 階層	市町村民税所得割課税額 84,500円以上 97,000円未満	28,200	27,700
5-1 階層	市町村民税所得割課税額 97,000円以上 138,500円未満	32,100	31,600
5-2 階層	市町村民税所得割課税額 138,500円以上 169,000円未満	36,600	36,000
6-1 階層	市町村民税所得割課税額 169,000円以上 211,500円未満	38,400	37,700
6-2 階層	市町村民税所得割課税額 211,500円以上 301,000円未満	39,600	38,900
7 階層	市町村民税所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	43,200	42,500
8 階層	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	46,400	45,600

（注）

- ① 保護者の就労等により保育を必要とする子どものうち満 3 歳以上の児童は 2 号認定、満 3 歳未満の児童は 3 号認定、保育を必要としない満 3 歳以上の児童は 1 号認定となります。
- ② 標準時間は最大 11 時間の保育利用時間、短時間は最大 8 時間の保育利用時間をいいます。
- ③ 階層区分は、父母の課税額の合計により決定するほか、同居の祖父母等、父母以外の扶養義務者の課税額を合算し決定する場合があります。
- ④ 4 月から 8 月までの保育料は令和 7 年度の市町村民税所得割課税額、9 月から 3 月までの保育料は令和 8 年度の市町村民税所得割課税額で決定します。
なお、市町村民税所得割課税額を計算する際は、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除等）は適用されません。

- ① 第 1 子の 0 歳児のうち、市町村民税所得割課税額が 57,700 円未満の世帯は、半額
- ② 第 1 子の 0 歳児のうち、母子世帯、父子世帯、身体障害者手帳の交付を受けた方、療育手帳の交付を受けた方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当支給対象児、障害基礎年金等の受給者のいる世帯で、市町村民税所得割課税額が 77,101 円以上の場合は半額、77,101 円未満の場合は無料

【保育料の納入等については裏面参照】

教育・保育にかかる費用は、子ども・子育て支援法により保護者、国、県、市が一定の基準額を負担することになっています。なお、保育料の金額は下記の基準により決定します。

- ・算定基準 4月～8月分・・・令和7年度市町村民税所得割課税額
9月～3月分・・・令和8年度市町村民税所得割課税額
- ・算定対象者 児童の父母（ただし、父母の所得が一定以下の場合、入所児童と同居している扶養義務者も含む。）

・市内公立保育所・市外私立保育所

保育料の納入期限は、毎月15日（その日が土曜日又は休日等にあたる場合はその翌日）です。納入方法は、口座振替をお願いしています。保育料を口座振替できない場合は、魚津市が発行する納入通知書により指定する金融機関等でお支払ください。

- ・市内公立保育所・市外私立保育所以外の園（例：認定こども園・市外公立保育所等）
納入方法等については園へお問い合わせください。

魚津市役所子ども課保育係
(1階①番窓口)

電話 0765(23)1079
FAX 0765(23)1061
E-mail kodomo@city.uozu.lg.jp